

流出容器等回収処理要領

(一社)広島県LPGガス協会

I. 総則

1. 目的

津波や水害等によって流出、散乱したLPGガス容器（以下「容器」という。）については、本来、容器の回収処理は所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）が行うものであるが、これらの容器が回収されずに放置されることになれば、災害の発生につながる恐れがあることから、流出及び放置された容器（以下「流出容器等」という。）について、その回収及び処理について定め、これを実施することにより、もって容器に係る災害の発生を防止することを目的とする。

なお、大規模災害等により容器の大量流出が発生した場合は別途協議する。

2. 事務局

流出容器等の回収・処理に関する事務の窓口は(一社)広島県LPGガス協会（以下「協会」という。）の事務局が担当する。

3. 用語等の定義

この要領における用語については、次の各号に定めるところとする。

(1) 流出容器

水災害等により流出し、災害復旧活動等により一定の集積所に集められた容器及び流出後路上等に置かれたままになっている容器。

(2) 放置容器

LPGガスを消費した後、所有者又は占有者に引き取られていない容器。

(3) 充填所等

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による容器置場の設置されている事業所で、災害時における流出容器等の回収の際に容器の保管場所を提供できる事業所（中核充填所を含む）。

(4) 指定集積所

残ガス処理等ができる事業所。

II. 回収及び処理（別添スキーム図参照）

4. 会員の責務

協会会員は事業活動等を通じ、流出容器、放置容器（以下「流出容器等」という。）の発見に努めるものとする。

5. 通報

前項4. により流出容器等を発見した者、或いは第三者により流出容器等の連絡を受けた者は、速やかに事務局へ通報するものとする。

6. 回収及び仮保管

- (1) 事務局は通報を受けた場合、様式1の「容器流出等通報記録書」を作成するとともに、当該記録書により最寄りの地区協議会会長に回収を依頼する。
- (2) 前項(1)により依頼を受けた地区協議会会長は、地区協議会会員と協力し、流出容器等を回収するとともに当該記録書により事務局に回収の報告をし、最寄りの充填所等に仮保管を依頼する。
- (3) 前項(2)により依頼を受けた充填所等は、回収した流出容器等（以下「回収容器」という。）を仮保管するとともに当該記録書により容器の保管について事務局に報告する。
- (4) なお、前記(1)から(3)にかかわらず、大規模な災害により多量の容器が流出、散乱しているような状態が生じたときは、協会及び各地区協議会は会員の協力を得て当該容器を回収するとともに安全な場所に集積する体制を整備するものとする。

7. 処理

事務局は前記6（3）による回収容器保管報告書にもとづき、以下の区分に応じ、その処理を行うものとする。

（1）所有者等が判明している容器

容器の表示等により所有者等が判明している回収容器については、様式3「回収容器引取依頼書」により所有者等に引取りを依頼し、又は様式4「容器譲渡書」の提出を求める。

（2）所有者等が不明の容器等

所有者等が判明していない回収容器で、放置された場所等の状況により当該容器が遺失物であると判断されるものについては、指定集積所に保管を依頼し、必要に応じて遺失物法に基づく届出を行うものとする。

ただし、次の各号に掲げるものはこの限りではない。

- イ). 容器の所有者等の表示が識別できない容器のうち、容器の記号及び番号（以下「記号番号」）の識別ができないもの。
- ロ). 容器の所有者等の表示や記号番号の識別が可能な容器のうち、電話等により所有者等と連絡が取れないもの。

8. 引渡し

回収容器を仮保管している充填所等は、所有者等にこれを引き渡した場合は、事務局に報告するものとする。

9. 保管

前記7（2）により保管を依頼された指定集積所は、仮保管している充填所等から当該回収容器を集積し保管するものとする。

10. くず化処分

- (1) 事務局は次の各号のいずれかに該当する場合は、様式4「容器くず化依頼書」により当該回収容器を保管する指定集積所等にその処分を依頼するものとする。
- ① 容器所有者等から前記7(1)による容器譲渡書を受理したとき。
 - ② 前記7(2)イ又はロにより所有者等不明容器として判定されたとき。
 - ③ 前記7(2)による遺失物に係る届出を行った所有者等不明容器について、遺失物法による所有権が協会に移ったとき。(3ヶ月後)
- (2) 指定集積所等は前項(1)によるくず化の依頼があった場合は、高圧ガス保安法の基準に従ってくず化処分するものとする。

III. その他

11. 業務の推進体制

この要領に基づく業務は、災害対策委員会が中心となって、保安部会及び卸売部会と連携しながら推進する。

12. 費用

この要領の実施により生ずる回収費用、くず化処分費用等の負担については、別途定めるものとする。

13. 施行日

この要領は、令和2年6月1日より施行する。

年 月 日

流出容器等通報記録書

(回収依頼書) (回収報告書) (保管報告書)

整理番号	
------	--

通報受信日時	年 月 日 時 分				受信者 氏名				
①通報者	機関名又は氏名								
	連絡先								
	住所(※)								
②流出容器等 発見場所 状況	発見場所・住所:								
	目標:								
	放置の状況:								
③流出容器等 種類・本数	形状	通報数	回収数	保管数	形状	通報数	回収数	保管数	備考
	50kg	本	本	本	5kg	本	本	本	
	30kg	本	本	本	2kg	本	本	本	
	20kg	本	本	本	その他	本	本	本	
	10kg	本	本	本	合計				
④回収依頼先	回収日		年 月 日		担当地区名				
	事業者名								
	担当者名								
	連絡先								
⑤保管先	保管日		年 月 日						
	事業所名								
	担当者名								
	連絡先								
⑥保管容器	表示所有者・事業者名			表示所有者等住所・電話番号等				形状・本数 又は容器番号	
所有者等 不明容器	50kg	本	⑦備考・特記事項						
	20kg	本							
	10kg	本							
	その他	本							

1. 協会は、通報を受けたときは、本票の①、②、③「通報数」及び④回収依頼先等必要事項を記入し、回収依頼先に送付する。
2. 回収依頼先地区協議会(事業者)は、流出容器を回収し、保管先に移送したときは、本票の④「回収日」、③「回収数」及び⑤「保管先」等必要事項を記入し、協会に送付する。
3. 保管先事業者は、回収容器の搬入があったときは、本票の⑤「保管日」③「保管数」及び⑥保管容器の所有者の状況等必要事項を記入し、協会に送付する。
なお、⑥「保管容器」の所有者の状況について、本票に書ききれない場合は、別葉に記載し、送付するものとする。
4. 本票の③「通報数」「回収数」「保管数」に相違がある場合は、当該者は⑦備考・特記事項にその状況について特記する。

流出容器等回収処理要領（様式2）

年 月 日

容器表示者名

様

（一社）広島県LPガス協会

回収容器引取依頼書

貴社名が表示された容器を、流出（放置）容器として回収保管しておりますので、2週間以内にお引き取りいただきますようお願いします。

なお、引き取りが困難な場合には、別紙様式3の「容器譲渡書」所定の事項を記入の上、当協会までご提出いただきますよう併せてお願いします。

記

1. 容器の形状及び記号番号

2. 保管場所（引渡し場所）

【引取り時の注意事項】

- ・引取りに当たっては事前に保管場所まで連絡してください。
- ・本書を必ず持参し、保管者に渡してください。

（注）一ヶ月以内に連絡がない場合及び引取りがない場合は高圧ガス保安法第25条違反として措置することができますのでご了承願います。

連絡先・担当者名

広島県LPガス協会 ○○○○

TEL. 082-275-1804

FAX. 082-275-1788

流出容器等回収処理要領（様式3）

年 月 日

(一社)広島県LPガス協会 御中

容器所有者（占有者）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

容器譲渡書

年 月 日付け回収容器引取依頼書で通知のありました下記LPガス
容器については無償で譲渡いたします。

記

1. 容器の形状

2. 容器の記号・番号

流出容器等回収処理要領（様式4）

年 月 日

指定集積所
様

（一社）広島県LPガス協会

容器くず化依頼書

貴所で保管中の下記容器については、くず化処分をしていただきますようお願いします。

記

1. 容器の記号番号が判明しているもの

容器の形状					
容器の 記号・番号					

2. 容器の記号番号が判明していないもの

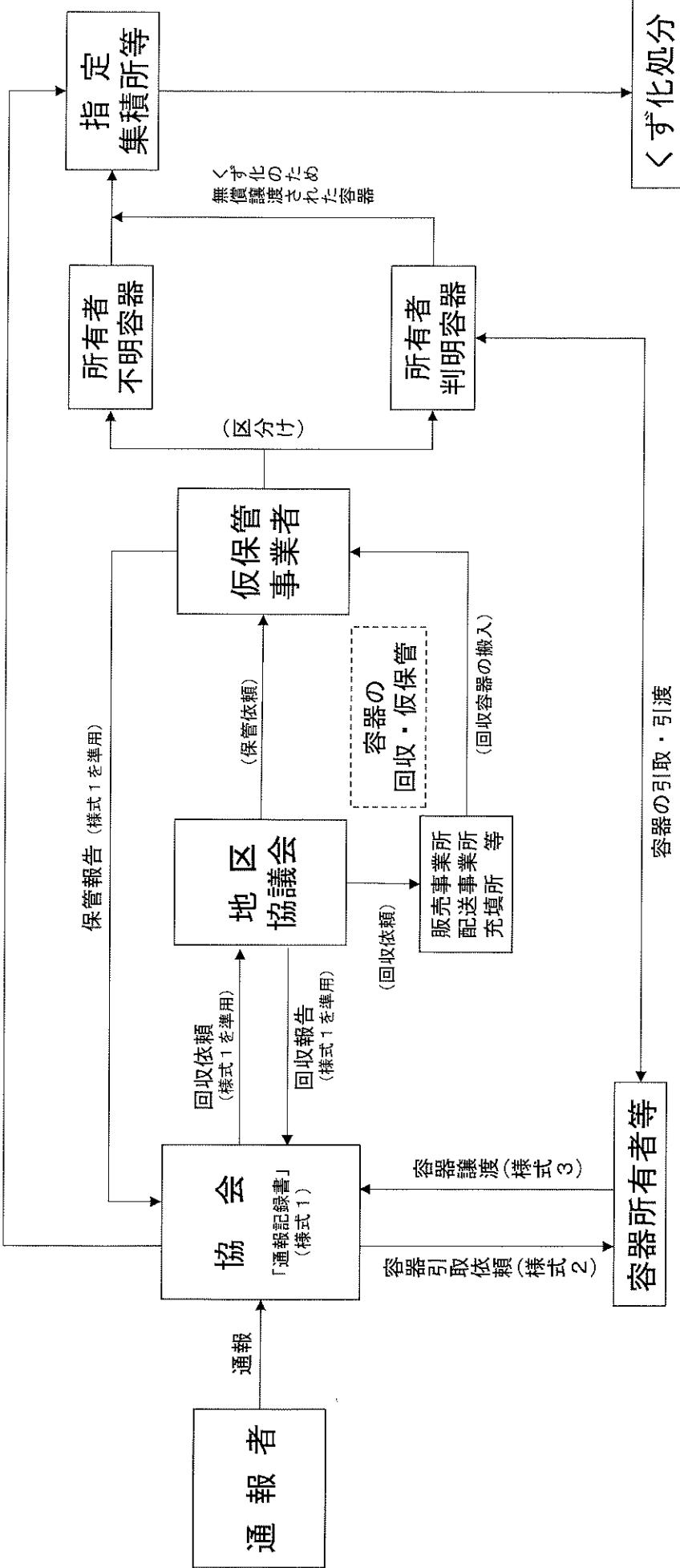
年 月 日以前に保管報告があつたもの。

以上

流出容器等回収処理スキーム (広島県Pガス協会)

（広島県LPガス協会）

容器くず化依頼(様式4)



※※大規模災害等で大量の容器器皿流出があつた場合の回収処理体制については、本スキームを基に関係者間で別途協議するものとする。